

令和 2 年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況
 <<日本管財株式会社（市営住宅等（東部）指定管理者）>>

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項 ①自動車保管場所使用承諾証明書発行業務における手数料の取扱いを整備すべきもの 指定管理者は、市営住宅駐車場の管理業務において、「神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の管理運営業務に関する基本協定書」の附属書類である「神戸市営住宅等管理業務標準仕様書」の「Ⅰ 業務内容及び処理手順 5 市営住宅駐車場に関する こと (1) 使用許可に関する こと ③」に記載のとおり、神戸市営住宅駐車場管理運営要綱第 13 条第 1 項に基づき、駐車場使用者に対して自動車保管場所使用承諾証明書の発行業務を行っている。 指定管理者は、証明書発行手数料として 1 件につき 300 円を徴収しているが、この収入（令和元年度 約 9 万円）については、指定管理業務外の売上として経理処理しており、事業報告書にも記載していないとのことであった。 また、この証明書発行手数料の金額は、神戸市手数料条例第 2 条第 158 号（他に定めのない事項の証明）の規定による金額と同額であるが、この手数料の取扱いについては上記要綱や協定書等でも明確にされていない。 神戸市所管局は、この自動車保管場所使用承諾証明書の発行を指定管理者の業務とする場合、手数料の取扱いを明確にするため必要な規定の整備、若しくは利用料金として告示を行うとともに、指定管理者の業務報告においても報告の対象とするべきである。	自動車保管場所使用承諾証明書発行業務における手数料の取扱業務については、神戸市営住宅駐車場管理運営要綱を改正し、令和 3 年 3 月 29 日に「自動車保管場所使用承諾証明書発行事務の報告について（通知）」を指定管理者に発出することで、同発行事務の報告及び市への手数料の納付を周知した。令和 3 年度からは、神戸市手数料条例に基づく市の収入として納付、報告を受ける。	措置済
②備品の管理を適正に行うべきもの 「神戸市営住宅等管理業務標準仕様書」の「Ⅱ その他の事項 9 備品等の貸与に関する こと (6)」に記載によると、指定管理者は、市営住宅等の管理業務において、分室内の机、椅子などの貸与を神戸市より受けているとされている。 しかし、長田分室では、神戸市に帰属する備品（机、椅子）について、管理簿に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。 管理運営業務仕様書によれば、神戸市に帰属す	長田分室の備品管理については、令和 3 年 2 月に、指定管理者の立会いのもと、市の備品を特定し、備品番号を付与した備品台帳を作成するとともに、現物に備品番号票を貼り付ける措置を講じた。 備品台帳は市と指定管理者で共有し、今後、廃棄等の変動が生じた場合は、神戸市物品会計規則等に基づき、双方で適正に管理し	措置済

る備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、神戸市物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ようにしなければならない。」と定めている。 備品を容易に特定するため、また、帳簿との対照に便利になるよう、同規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。 また、神戸市所管局は、同規則等に基づき、適正に物品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。	ていく。	
(2) 意見 ①兵庫・長田管理センターで発行する書類の発行者名について ア 発行書類の発行者が、別の管理センターとなっている事例 指定管理者が、入居者から家賃を戸別徴収する際に発行している「神戸市営住宅家賃等領収書」において、兵庫・長田管理センターの窓口等で発行する場合においても、発行者名義は「収納事務受託機関 神戸市指定管理者東部管理センター」、領収印は「神戸市指定管理者東部管理センター」（丸印）となっていた。 指定管理者に確認したところ、「収納事務受託機関」とあるのは、指定管理者制度導入前に当時の管理代行者が使用していた様式をそのまま使用しているためとのことであった。 イ 発行依頼書の宛先と発行書類の発行者名が異なっている事例 指定管理者は、神戸市営住宅駐車場管理運営要綱第13条により、自動車保管場所使用承諾証明書の発行業務を実施しているが、兵庫・長田管理センターで発行する次の書類の様式において、発行依頼書の宛先と発行書類の発行者名が異なっている事例があった。 指定管理者は、申請書の宛先と発行書類の発行者名の見直しをされたい。	兵庫・長田管理センターにおいて、戸別徴収時に発行する家賃等領収書の発行者名義及び領収印が、東部管理センター名になっている件について、令和3年度より、同センターにおける戸別徴収対象住宅がなくなったことから、当該領収書は使用していない。 今後、戸別徴収対象住宅が発生した場合は、市販の領収書に兵庫長田管理センター名で対応する。 兵庫・長田管理センターで発行する自動車保管場所使用承諾証明書の発行依頼書において、宛先と発行者名が異なっていた件について、意見を受け、発行依頼書の宛先及び証明書の発行者名の整合性を図るため、市営住宅総合管理システムの改修を実施したい。	措置済 措置方針